

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県開拓審議会規程の一部改正
- ◇告示 河川敷の公用廃止
森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱
道路の位置廃止
道路の位置指定
失業保険法の適用除外について
- ◇正誤 鳥取県収入証紙小売さばき人の指定
昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百八十六号中訂正

規則

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十一号

鳥取県開拓審議会規程の一部を改正する規則

鳥取県開拓審議会規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に第三号として次の一号を加え第三号を第四号とし以下順次繰り下げる。

三 開拓融資保証法施行令（昭和二十八年政令第二百二十七号）第二条第一項に規定する事項

第八条に次の一号を加える。

三 開拓融資保証法施行令第二条第一項の規定による諮問

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百九十九号

鹿川敷地処分令（大正十一年勅令第三百三十三号）第三条の規定により次の河川敷の公用を廃止する。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

気高郡千代水村大字江津字埋立七九二番地先から同所字江津一の三番地先まで三九、三六五坪
（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四百号

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱を次のように定める。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 鈴木 武

森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱

第一条 知事は、この要綱の定めるところにより、森林区実施計画実行に必要な調査（以下「調査」という。）

の一部を森林組合（森林組合がない場合若しくは森林組合が行わない場合は森林組合連合会）に、委託することができる。

第二条 知事は前条の調査を委託したときは、その森林組合に対し予算の範囲内において一定標準に基く委託を交付するものとする。

第三条 森林組合は第一条の調査の委託を受けようとするときは、第一号様式により申請書に計画書を添えて知事に提出しなければならない。

第四条 知事は前条の申請を適当と認めるときは、第二号様式により森林組合と調査についての契約を締結する。

第五条 前条の規定により契約を締結した森林組合（以下「受託者」という。）は、遅滞なく調査に着手し、指定期間内にこれを完了しなければならない。

第六条 受託者は、特別の事情により計画書に記載した事項を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第七条 受託者は、調査の一部を完了したときは、その

つ、度次に掲げる調査表を、全部の調査を完了したときは、第三号様式の完了届に経費精算書を添えそれぞれ知事に提出しなければならない。

- 一 造林指定地調査表
- 二 伐採許可申請森林調査表
- 三 伐採届出森林調査表
- 四 例外伐採等調査表
- 五 造林実行調査表
- 六 伐採実行調査表

第八条 知事は、前条の書類を審査し事業が完了したと認めるときは、受託者に対し委託費を交付する。但し、必要と認めるときは、調査の一部を完了したものに對しその経費の一部を支払うことができる。

2 受託者は、委託費の部分払を受けようとするときは、第四号様式による部分払請求書を知事に提出しなければならない。

第九条 受託者は、委託申請及び契約の締結並びに委託

費の請求及び受領について、第五号様式による委任状により森林組合連合会に委任することができる。
第十条 調査実施に関しては、この要綱の外林野庁長官通達（昭和二十八年林野第九千二百二十六号）、森林法、森林法施行規則及び森林計画編成規程によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和二十八年度分から適用する。

（第一号様式）

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査、委託申請書

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査を別紙計画書により委託を受け実施したいので森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱により申請します。

年 月 日

森林組合長住所氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査委託計画書

森林区	市町	種別	調査面積	件数	所要日数	単価	金額	調査員氏名	備考

(第二号様式)

契約書

一 事業名 昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査

調査

一 調査区域 森林区 市町村

一 調査内容及び完了月日

- (イ) 造林指定地調査 町歩 件 月 日
- (ロ) 伐採許可申請森林調査 町歩 件 月 日
- (ハ) 伐採届出森林調査 町歩 件 月 日
- (ニ) 例外伐採等調査 町歩 件 月 日
- (ホ) 造林実行調査 町歩 件 月 日
- (ヘ) 伐採実行調査 町歩 件 月 日

但し、全部の調査が完了したときをこの契約書における事業完了月日とする。

一 委託金額 円

一 提出先 知事

右事業につき鳥取県知事 (以下「甲」という。)

と 森林組合長 (以下「乙」という。)

は、次の契約条項により委託契約を締結する。

第一条 乙は林野庁長官通達(昭和二十八年林野第九千二百二十六号)並びに森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱(以下「委託要綱」という。)に基づいて頭書の調査に従事し、所定の調査表を作成してそれぞれの完了月日までに甲に報告するものとする。

第二条 委託費の支払は、調査事業完了後とする。但し契約期間内に委託要綱に基づき乙から請求があつた場合は、甲は委託費の一部を部分払することができる。

第三条 契約保証金は免除する。

第四条 乙が正当な理由がなく所定の期間内に契約を履行しないときは又は甲の正当な指示に従わず若しくは

は本契約に違反したときは、甲は契約を解除し委託費の全部又は一部を返還させることができる。契約を解除した場合の損害については甲はその責任を負わないものとする。

第五条 甲はこの調査実施について随時実地指導並びに監督を行うものとする。

第六条 この調査の実施について疑義を生じたときは甲乙協議の上処理するものとする。

右契約の証としてこの契約書二通を作成し、甲乙署名なつ印の上各自一通を保管するものとする。

年 月 日

知事(甲) 所 名 園
組合長(乙) 氏 名 園

(第三号様式)

昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査完了届

昭和 年 月 日 第 号により委託の通知を受

けました右の調査を完了しましたので左記の関係書類を添付

してお届けします。

年 月 日

森林組合長住所氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

一 昭和 年度森林区実施計画実行に必要な調査完了調査書

一 調査区域 森林区 市町村

二 調査担当者

技術員名

三 調査内容及び数量

造林指定地調査	町歩 件
伐採許可申請森林調査	町歩 件
伐採届出森林調査	町歩 件
例外伐採等調査	町歩 件
造林実行調査	町歩 件
伐採実行調査	町歩 件

四 本書添付関係調査表
(一) 造林指定地調査表 (二) 伐採許可申請森林調査表 (三) 伐採届出森林調査表 (四) 例外伐採等調査表 (五) 造林実行調査表 (六) 伐採実行調査表

- 一 道路の延長 四六・五メートル
- 一 道路の中員 五メートル
- 一 函 面 省略
- その他
- 一 申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町大字新町三丁目 竹の家 啓三郎
- 一 指定場所 東伯郡倉吉町大字明治町一〇一七の一
- 一 道路の延長 一七・八メートル
- 一 道路の中員 四メートル
- 一 函 面 省略

鳥取県告示第四百三三号

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により失業保険法の適用を除外された者は次のとおりである。

昭和二十八年九月十八日
鳥取県知事職務代理者

- 鳥取県副知事 鈴木 武
- 次に掲げる町村に雇用される者であつて、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）に準じ退職給与額を支給される者
- | | | |
|-----|-------------|------|
| 町村名 | 適用 | 年月日 |
| 大成村 | 昭和二十七年十一月一日 | |
| 船岡町 | 昭和二十八年四月一日 | 三日 |
| 羽合町 | 昭和二十八年四月一日 | |
| 関金町 | | |
| 東郷町 | | 五月五日 |
| 郡家町 | | 六月一日 |
| 江府町 | | 七月一日 |
| 青谷町 | | |

鳥取県告示第四百四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を昭和二十八年九月十日次のとおり指定した。

昭和二十八年九月十八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

番号	氏名	住所
二二五	鳥取県職員組合鳥取保健所支部支部長 山内 晃	鳥取市二階町四丁目三九
二二六	三 沢 澄 江	気高郡浜村町八幡二四二一
二二七	鳥取県養蚕販売農業協同組合連合会 会長 田中 信儀	鳥取市東品治町二六
二二八	東部燃料協同組合 組合長 桜田 実	鳥取市東品治町二六
二二九	西郷村農業協同組合	東伯郡西郷村八屋八二ノ一
二三〇	上井町	上井町上井三三〇の二
二三一	倉吉町	倉吉町宮川町一五五ノ七
二三二	下北条村	下北条村弓原三四七ノ六
二三三	上郷村	上郷村山田三六六ノ一
二三四	灘手村	灘手村尾原五〇〇ノ二
二三五	社村	社村国分寺三〇二
二三六	浦安町	浦安町上伊勢一三〇
二三七	赤碕町	赤碕町赤碕一、四六三
二三八	三明寺	倉吉町巖城七七二

二五九	以西村	高力亀市	以西村高岡四七一
二四〇	宇野	西村清安	羽合町宇野一、五六八
二四一	古布庄村	馬野壽夫	古布庄村古長三六五
二四二	由良町	齊尾正人	由良町由良宿一四六ノ一
二四三	橋津村	但馬吉太郎	羽合町橋津三六四
二四四	花見	林景正	東郷町長和田五四八ノ二
二四五	三徳村	山本一市	三徳村坂本一、四一九
二四六	東郷松崎	益田安藏	東郷町国信一三五ノ四
二四七	小鹿村	岸田秀治	小鹿村高橋一七四
二四八	長瀬	清水利二	羽合町長瀬一、一五九
二四九	下中山村	前野茂樹	下中山村下甲二九〇
二五〇	成美村	高力勝美	成美村出一八七ノ一
二五一	小鴨	小林俊治	倉吉町中河原五四〇ノ一
二五二	米田	福井幸男	米田一六七ノ一
二五三	高城	藤原善夫	高城村上福田四八二
二五四	上小鴨村	石井爲喜	上小鴨村上古川一六七ノ五
二五五	上北条村	磯江義博	東伯郡上北条村井手畑一三
二五六	竹田村	香川友美	竹田村穴鴨一六八

二五七	上中山村	小谷亮一	上中山村八重四九七
二五八	浅津	本多不二雄	羽合町下浅津一九三
二五九	泊村	石井良三	泊村泊五三四ノ一
二六〇	旭村	別所和治	旭村本泉三七一
二六一	三朝村	安達醇	三朝村三朝九三九ノ二
二六二	矢送	池谷房男	関金町関金宿二六三
二六三	北谷村	佐々木龍藏	北谷村福本二二〇ノ一
二六四	安田村	眞山栄吉	安田村笹津五〇ノ一
二六五	下郷村	家森隆治	下郷村鋤三〇〇ノ一
二六六	栄村	長谷川国藏	栄村亀谷一八三
二六七	中北条村	斉尾嘉久	中北条村江北七三八
二六八	大誠村	茂住正	大誠村瀬戸六〇八
二六九	八橋町	堀江実藏	八橋町八橋一、三九一ノ一
二七〇	南谷	新田忠則	関金町大鳥居二一〇
二七一	舍人	中村藤藏	東郷町方地一、〇五一ノ一
二七二	山守	太田京藏	関金町今西一、〇一九

正誤

昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百八十六号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁行
六八
誤
本谷上ミ原
正
本谷上ミ平

昭和三十八年九月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

刷 縣
所